## 事業主の皆様へ

## ひとりでも労働者を雇ったら、

## 労働保険に入る義務があります。

労働災害の治療には病院で健康保険証が使えません。労災保険未加入の場合、保険料を遡って 徴収するほか、労災保険給付に要した費用の40%~100%が事業主負担となることもあります。

○ 正社員はもとより、パート、アルバイト、 臨時を含めて労働者を1人でも雇用している 事業主は、労働保険(労災・雇用)に加入する 義務がありますので、すぐに労働保険の加入手 続を行い、労働保険料を納付してください。

(ただし、雇用保険は週所定労働時間 20 時間以上 かつ 31 日以上の雇用見込みがある場合に原則と して被保険者となります。)

労働保険は、労働者が業務中又は通勤時の 事故による災害補償と失業した時の再就職 活動中の生活保障等をするものです。

事業主の皆様には必ず加入いただくよう 国が法律で義務付けており、労働保険に加入 せず、働かせることは違法です。



労働者本人が同意しないから・・保険料が払えないから・・民間の保険に加入しているから・・・は理由になりません。加入していない場合に、負傷した本人が、病院又は監督署へ訴え出て労災となるケースも多々あり、そうした場合には、前述のとおり事業主の多大な費用負担となります。労災事故が起こる前に、速やかに加入手続をしてください。

- 労働保険料は、最寄りの金融機関等での納付、又は口座振替による納付となります。
- お問い合わせ先
  - · 広島労働局総務部労働保険徴収課 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/ 《〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 Tim (082) 221-9246》
  - ·各 労 働 基 準 監 督 署
  - 各ハローワーク (公共職業安定所)
  - ・広島県社会保険労務士会
  - ·(一社)全国労働保険事務組合連合会広島支部
  - 各 労 働 保 険 事 務 組 合へお気軽にご相談ください。

